

## 独立行政法人水産総合研究センターの役職員の報酬・給与等について

### I 役員報酬等について

#### 1 役員報酬についての基本方針に関する事項

##### ① 平成24年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

中期目標に定められた業務について、中期計画に沿った年度計画が順調に達成され独立行政法人評価委員会による平成23年度の総合評価がA評価であったことを踏まえ、役員報酬の増減は行わなかった。

##### ② 役員報酬基準の改定内容

理事長 平成24年4月から俸給月額を平均0.51%引き下げ。平成23年4月から平成24年3月までの較差相当分を6月期の期末手当で調整。  
 理事 特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、平成24年4月から  
 監事 平成26年3月の間、報酬、地域手当及び賞与を9.77%減額。

#### 2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成24年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)		就任	退任	
理事長	千円 13,603	千円 9,030	千円 3,368	千円 1,084 121	(地域手当) (通勤手当)		※
A理事	千円 12,374	千円 7,796	千円 3,085	千円 1,403 90	(地域手当) (通勤手当)	4月1日	◇
B理事	千円 11,816	千円 7,796	千円 2,951	千円 935 134	(地域手当) (通勤手当)	4月1日	※
C理事	千円 13,167	千円 8,402	千円 3,254	千円 1,361 150	(地域手当) (通勤手当)		◇
D理事	千円 13,082	千円 8,402	千円 3,134	千円 1,008 538	(地域手当) (通勤手当)		※
E理事	千円 8,683	千円 5,785	千円 1,624	千円 1,041 233	(地域手当) (通勤手当)	7月4日	◇
F理事	千円 3,887	千円 2,167	千円 1,460	千円 260	(地域手当)		7月3日 ◇
A監事	千円 10,863	千円 7,027	千円 2,621	千円 843 372	(地域手当) (通勤手当)		◇
B監事	千円 10,631	千円 7,027	千円 2,625	千円 843 136	(地域手当) (通勤手当)		

注1:「地域手当」とは、民間の賃金水準が高い地域に在勤する役員に支給しているものである。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付している。

退職公務員「※」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「※※」、該当がない場合は空欄。

3 役員の退職手当の支給状況(平成24年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘 要	前職
	千円	年	月				
理事長						該当者なし	
理事	7,020	6	0	H24.3.31	1.0	農林水産省独立行政法人評価委員会による業績評価の結果、年度計画に基づいて適切に業務が行われていたとされ、基本業績勘案率1.0を加減算するには至らないとの決定がなされた。	※
監事						該当者なし	

注1:業績勘案率は、農林水産省独立行政法人評価委員会が、0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定している。

注2:「摘要」欄には、独立行政法人評価委員会による業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入している。

注3:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付している。  
退職公務員「\*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「\*※」、該当がない場合は空欄。

## II 職員給与について

### 1 職員給与についての基本方針に関する事項

#### ① 人件費管理の基本方針

第3期中期計画における職員の人事に関する計画に基づき、各業務部門間での人事の交流を含む適切な職員の配置により、業務運営の効率的、効果的な推進を行い、中期計画の人件費の見積りの範囲内で人件費の管理を行っている。

#### ② 職員給与決定の基本方針

##### ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

独立行政法人通則法第63条第3項に基づき、一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の給与、民間企業の従業員の給与、業務の実績及び基本方針その他の事情を考慮し決定している。

##### イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の勤務成績等に応じて、昇給及び勤勉手当の成績率の決定を行っている。

#### [能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
俸給・昇給	勤務成績が適切に反映されるよう職員を初任層と中間層及び管理職層に区分し、さらにそれぞれの職員層ごとに5段階(A～E)の昇給区分に応じた昇給号俸数を設定し、毎年1月1日に前年1年間の勤務成績を判定し昇給させる。 さらに、研究職員俸給表の適用職員にあっては、顕著な研究業績を上げたと認められる場合等には特別な昇給を実施することが出来る。
賞与・勤勉手当 (査定分)	職員の勤務成績に応じ、135/100(特定管理職員にあっては、175/100)を超えない範囲内において成績率を決定し、俸給等の月額にこれに乗ずることにより勤勉手当を支給。

#### ウ 平成24年度における給与制度の主な改正点

- ①平成24年5月から俸給月額を平均0.23%引き下げ。  
平成24年4月の較差相当分は、平成24年6月期の期末手当で調整。
- ②特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、以下の措置を講じた。  
実施期間:平成24年5月～平成26年3月(平成24年4月の較差相当分は、平成24年12月期の期末手当で調整。
  - ・職員の俸給月額を職務の級に応じて9.77%、7.77%又は4.77%減額。
  - ・俸給の特別調整額(いわゆる管理職手当)を10%減額。
  - ・地域手当、広域異動手当及び特地勤務手当を減額(俸給月額及び俸給の特別調整額の支給減額率に連動)。
  - ・期末手当及び勤勉手当を9.77%減額。
- ③平成24年秋の給与再精査に関する措置  
国家公務員に準拠した給与規定に基づき支給しており、問題ないと考えられるため措置は行っていない。

### 2 職員給与の支給状況

#### ① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成24年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	800	45.2	6,849	5,285	93	1,564
事務・技術	220	42.9	5,789	4,448	107	1,341
研究職種	452	47.4	7,591	5,873	110	1,718
船舶職員(一)	50	45.1	7,178	5,501	23	1,677
船舶職員(二)	78	38.4	5,328	4,104	3	1,224

注:代表的職種以外の職種の説明

船舶職員(一):一般職の職員の給与に関する法律別表第5イ 海事職(一)に相当する職種であり、調査船に乗り組む士官で、調査船運航業務及び乗船調査員の調査補助業務等を行う。

船舶職員(二):一般職の職員の給与に関する法律別表第5ロ 海事職(二)に相当する職種であり、調査船に乗り組む部員で、調査船運航業務及び乗船調査員の調査補助業務等を行う。

在外職員	人 2	歳 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -
------	--------	--------	---------	---------	---------	---------

注:在外職員については、該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「人員」以下については記載していない。

任期付職員	人 39	歳 35.2	千円 5,230	千円 4,232	千円 96	千円 998
事務・技術	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
研究職種	人 39	歳 35.2	千円 5,230	千円 4,232	千円 96	千円 998

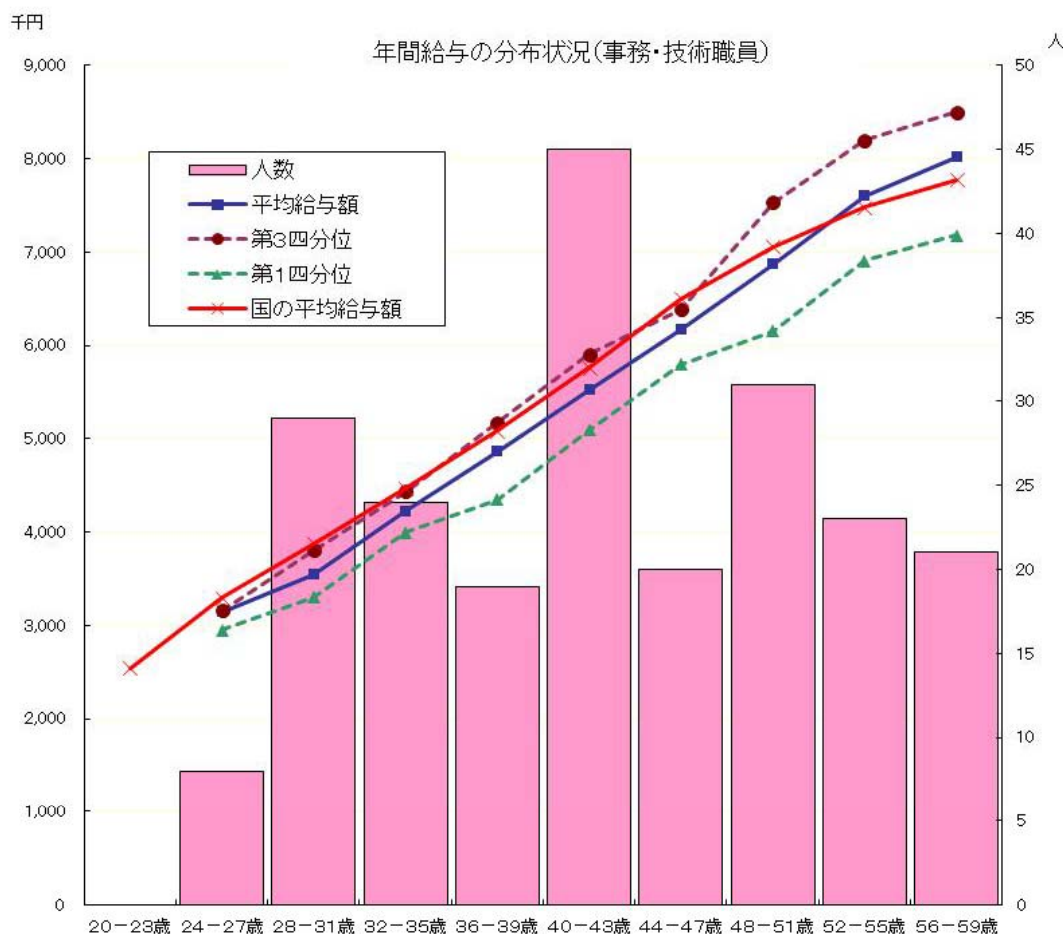
再任用職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
研究職種	人	歳	千円	千円	千円	千円

非常勤職員	人 125	歳 42.9	千円 2,819	千円 2,819	千円 116	千円 0
事務・技術	人 87	歳 46.1	千円 2,662	千円 2,662	千円 135	千円 0
研究職種	人 38	歳 35.5	千円 3,178	千円 3,178	千円 73	千円 0

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:区分中における、「医療職種(病院医師)」、「医療職種(病院看護師)」及び「教育職種(高等専門学校教員)」の各職種については、該当がないため省略した。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／研究職員〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕)



注1: ①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

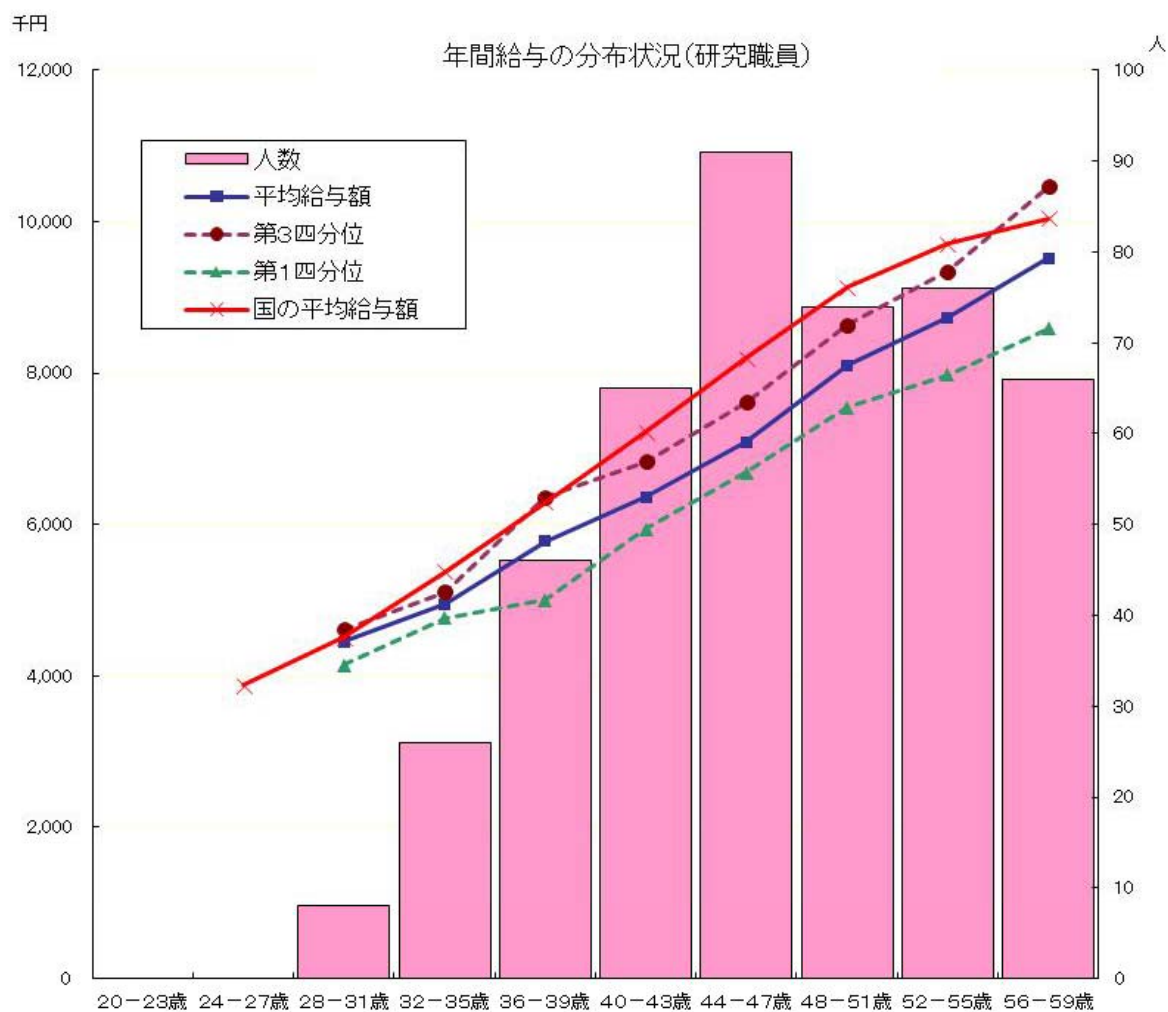
注2: 年齢20-23歳の区分には当法人に該当者はいない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
本部部長	2	-	-	-	-	-	-
本部課長	8	54.4	8,015	8,315	8,546		
本部課長補佐	6	50.3	6,700	6,949	7,065		
本部係長	26	42.5	5,114	5,795	6,446		
本部主任	1	-	-	-	-	-	
本部係員	10	30.5	3,301	3,600	3,981		
地方部長	3	57.2	-	9,906	-		
地方課長	17	55.1	7,829	8,132	8,444		
地方課長補佐	11	54.3	6,998	7,553	7,920		
地方係長	86	43.7	4,936	5,620	6,171		
地方主任	14	41.3	4,408	4,817	5,160		
地方係員	36	30.6	3,162	3,578	3,891		

注1: 本部部長及び本部主任については該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「平均年齢」以下については表示していない。

注2: 地方部長については該当者が3人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「四分位第1分位・四分位第3分位」については表示していない。



注：年齢20-23歳及び24-27歳の区分には当法人に該当者はいない。

(研究職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
		歳	千円		千円	千円	
本部研究部長	8	57.4	9,056	10,334	10,742		
本部研究課長	21	49.5	8,039	8,408	8,986		
本部主任研究員	3	46.8	-	7,402	-		
本部研究員	12	39.2	5,070	5,665	5,897		
地方研究部長	52	55.6	9,655	10,083	10,461		
地方研究課長	81	53.5	7,928	8,520	8,953		
地方主任研究員	200	46.3	6,642	7,160	7,551		
地方研究員	75	37.8	4,800	5,137	5,320		

注：本部主任研究員については該当者が3人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「四分位第1分位・四分位第3分位」については表示していない。

③ 職級別在職状況等(平成25年4月1日現在)(事務・技術職員／研究職員)

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		係員	係員	係長	係長	課長補佐
人員 (割合)	220 人	8 人 (3.6%)	38 人 (17.3%)	70 人 (31.8%)	57 人 (25.9%)	17 人 (7.7%)
年齢(最高 ～最低)		28 ～ 24 歳	38 ～ 27 歳	51 ～ 31 歳	59 ～ 41 歳	59 ～ 48 歳
所定内給 与年額(最高 ～最低)		2,641 ～ 2,252 千円	3,513 ～ 2,339 千円	5,194 ～ 2,799 千円	6,119 ～ 3,808 千円	7,243 ～ 4,739 千円
年間給与 額(最高～ 最低)		3,338 ～ 2,931 千円	4,444 ～ 3,043 千円	6,705 ～ 3,673 千円	7,726 ～ 4,976 千円	9,098 ～ 6,350 千円

区分	計	6級	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		課長	部長	部長	所長	所長
人員 (割合)		25 人 (11.4%)	2 人 (0.9%)	2 人 (0.9%)	1 人 (0.5%)	0 人 (0.0%)
年齢(最高 ～最低)		59 ～ 47 歳	— ～ — 歳	— ～ — 歳	— ～ — 歳	
所定内給 与年額(最高 ～最低)		7,212 ～ 4,961 千円	— ～ — 千円	— ～ — 千円	— ～ — 千円	
年間給与 額(最高～ 最低)		9,231 ～ 6,559 千円	— ～ — 千円	— ～ — 千円	— ～ — 千円	

注：7級、8級及び9級については該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下については表示していない。

(研究職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		研究員	研究員	主任研究員	研究課長	研究部長	研究所長
人員 (割合)	452 人	0 人 (0.0%)	80 人 (17.7%)	164 人 (36.3%)	141 人 (31.2%)	67 人 (14.8%)	0 人 (0.0%)
年齢(最高 ～最低)			47 ～ 29 歳	59 ～ 36 歳	59 ～ 43 歳	59 ～ 49 歳	
所定内給 与年額(最高 ～最低)			4,918 ～ 3,074 千円	6,838 ～ 4,379 千円	8,351 ～ 4,956 千円	8,837 ～ 6,379 千円	
年間給与 額(最高～ 最低)			6,141 ～ 4,063 千円	8,495 ～ 5,868 千円	10,550 ～ 6,544 千円	11,736 ～ 8,592 千円	

④ 賞与(平成24年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／研究職員)

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 54.5	% 56.0	% 55.3
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 45.5	% 44.0	% 44.7
	最高～最低	% 48.6～44.5	% 47.0～42.9	% 45.8～43.9
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.4	% 65.4	% 64.9
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.6	% 34.6	% 35.1
	最高～最低	% 43.6～31.3	% 42.2～29.7	% 41.1～30.5

(研究職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 55.7	% 56.0	% 55.9
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 44.3	% 44.0	% 44.1
	最高～最低	% 50.6～34.1	% 49.0～37.6	% 47.4～35.9
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 65.1	% 64.7	% 64.9
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.9	% 35.3	% 35.1
	最高～最低	% 44.0～31.2	% 42.4～30.3	% 43.2～31.3

⑤ 職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／研究職員)

対国家公務員(行政職(一))

97.2

対他法人(事務・技術職員)

91.3

対国家公務員(研究職)

90.0

対他法人(研究職員)

89.8

注：当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においては、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出



給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容								
指数の状況	対国家公務員 97.2								
	<table border="1"> <tr> <td>参考</td> <td>地域勘案</td> <td>103.3</td> </tr> <tr> <td></td> <td>学歴勘案</td> <td>99.4</td> </tr> <tr> <td></td> <td>地域・学歴勘案</td> <td>103.7</td> </tr> </table>	参考	地域勘案	103.3		学歴勘案	99.4		地域・学歴勘案
参考	地域勘案	103.3							
	学歴勘案	99.4							
	地域・学歴勘案	103.7							
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	<p>当法人の職員給与規程は、国家公務員の職員給与を規定している「一般職の職員の給与に関する法律」等に準拠して規定しており、給与水準は国家公務員と同水準である。</p> <p>なお、地域勘案及び地域・学歴勘案で100.0を超えている要因としては、人事異動による広域異動手当(受給率28.6%、国の受給率(平成24年度国家公務員給与等実態調査報告書より算出)11.8%)、地域手当の異動保障(受給率15.0%、国13.5%)を受給している職員が多いこと、また、特勤手当(受給率10.5%、国0.7%)、寒冷地手当(受給率35.5%、国11.8%)の支給対象地域に勤務する職員が多いことであると推察される。</p>								
給与水準の適切性の検証	<p>【国からの財政支出について】</p> <p>支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 74.1 % (国からの財政支出額 20,786,561千円、支出予算の総額 28,064,582千円:平成24年度予算)</p> <p>【検証結果】</p> <p>当法人は、国からの財政支出である運営費交付金、施設整備費補助金、受託収入等で運営されており、総額に占める国からの財政支出割合が高くなっている。</p> <p>なお、当法人の職員給与規程は、国家公務員の職員給与を規定している「一般職の職員の給与に関する法律」等に準拠して規定しており、給与水準は国家公務員と同水準であり、適切性を確保している。</p>								
	<p>【累積欠損額について】</p> <p>累積欠損額 0円 (平成23年度決算)</p>								
講ずる措置	給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当てを含め役員給与の在り方について、厳しく検証した上で、引き続き、国家公務員に準拠した給与規程に基づき支給することとし、検証結果や取組状況を公表するものとする。								
その他	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 支出総額(平成24年度決算)に占める給与・報酬等支給総額の割合 29.8%(給与、報酬等支給総額6,535百万円、支出総額21,966百万円)</li> <li>2. 管理職の割合(平成25年4月1日現在) 13.6%(常勤職員数220人のうち管理職員数30人)</li> <li>3. 大学卒以上の者の割合(平成25年4月1日現在) 20.5%(常勤職員数220人のうち大学卒以上の職員数45人)</li> </ol>								

・主務大臣の検証結果

国家公務員より低い水準であり、問題ないと考えている。

なお、年齢・地域・学歴勘案の指数が100.0を超えているが、勤務地が全国広範囲に所在しているため、広域異動手当等を受給する職員の割合が高いためであり、給与は国家公務員に準拠した給与規程に基づき支給しており、問題ないと考えている。

○研究職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 90.0	
	参考	地域勘案 103.7 学歴勘案 89.6 地域・学歴勘案 101.2
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	当法人の職員給与規程は、国家公務員の職員給与を規定している「一般職の職員の給与に関する法律」等に準拠して規定しており、給与水準は国家公務員と同水準である。 なお、地域勘案及び地域・学歴勘案で100.0を超えている要因としては、人事異動による広域異動手当(受給率14.4%、国の受給率(平成24年度国家公務員給与等実態調査報告書より算出)0.3%)、地域手当の異動保障(受給率6.4%、国5.5%)を受給している職員が多いこと、また、特勤手当(受給率6.6%、国0%)、寒冷地手当(受給率10.8%、国0.8%)の支給対象地域に勤務する職員が多いことであると推察される。	
給与水準の適切性の検証	<b>【国からの財政支出について】</b> 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 74.1 % (国からの財政支出額 20,786,561千円、支出予算の総額 28,064,582千円:平成24年度予算)	
	<b>【検証結果】</b> 当法人は、国からの財政支出である運営費交付金、施設整備費補助金、受託収入等で運営されており、総額に占める国からの財政支出割合が高くなっている。 なお、当法人の職員給与規程は、国家公務員の職員給与を規定している「一般職の職員の給与に関する法律」等に準拠して規定しており、給与水準は国家公務員と同水準であり、適切性を確保している。	
講ずる措置	<b>【累積欠損額について】</b> 累積欠損額 0円 (平成23年度決算)	
	給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について、厳しく検証した上で、引き続き、国家公務員に準拠した給与規程に基づき支給することとし、検証結果や取組状況を公表するものとする。	
その他	1. 支出総額(平成24年度決算)に占める給与・報酬等支給総額の割合 29.8%(給与、報酬等支給総額6,535百万円、支出総額21,966百万円) 2. 管理職の割合(平成25年4月1日現在) 12.2%(常勤職員数452人のうち管理職員数55人) 3. 大学卒以上の者の割合(平成25年4月1日現在) 99.6%(常勤職員数452人のうち大学卒以上の職員数450人)	

・主務大臣の検証結果

国家公務員より低い水準であり、問題ないと考えている。

なお、年齢・地域・学歴勘案の指数が100.0を超えているが、勤務地が全国広範囲に所在しているため、広域異動手当等を受給する職員の割合が高いためであり、給与は国家公務員に準拠した給与規程に基づき支給しており、問題ないと考えている。

### Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成24年度)	前年度 (平成23年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成23 年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 6,535,035	千円 7,257,169	千円 (%) △ 722,134 (△ 10.0%)	千円 (%) ( )
退職手当支給額 (B)	千円 551,807	千円 837,602	千円 (%) △ 285,795 (△ 34.1%)	千円 (%) ( )
非常勤役職員等給与 (C)	千円 1,206,485	千円 1,248,472	千円 (%) △ 41,987 (△ 3.4%)	千円 (%) ( )
福利厚生費 (D)	千円 1,072,957	千円 1,161,641	千円 (%) △ 88,684 (△ 7.6%)	千円 (%) ( )
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 9,366,285	千円 10,504,885	千円 (%) △ 1,138,600 (△ 10.8%)	千円 (%) ( )

注：千円未満切り捨ての関係から、最広義人件費の額と各区分の合計額が一致しない場合がある。

#### 総人件費について参考となる事項

・当年度(平成24年度)の「給与、報酬等支給総額」は、6,535,035千円であり、前年度(平成23年度)に対して10.0%の減額となった。これは退職者の不補充等による職員数の減のほか、特例法に基づく国家公務員の給与見直しに関連して、法人において講じた給与減額支給措置に係る削減によるものであり、その削減額は545,533千円(うち事務・技術職員121,056千円、研究職員320,327千円)である。

「退職手当支給額」は、551,807千円であり、定年退職者数の減等により前年度に対して34.1%の減額となった。なお、「国家公務員の退職手当の支給水準引き下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき、法人において同様に講じた措置に係る削減額は22,302千円である。

「最広義人件費」については、9,366,285千円であり、国家公務員に準拠した上記措置等により、前年度に対して10.8%の減額となった。

### Ⅳ 法人が必要と認める事項

「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき、役員にあっては平成25年1月から、職員にあっては平成25年2月から以下の措置を講ずることとした。

- ・ 役員に関する講じた措置の概要:改正前の算定方法に、調整率を設け、段階的に引下げる。(開始時98/100、最大引下げ時87/100)
- ・ 職員に関する講じた措置の概要:退職手当の基本額に係る「調整率」を、段階的に引下げる。(開始時98/100、最大引下げ時87/100)